



**平成30年度 固定資産税の
縦覧・閲覧期間のお知らせ**

【縦覧制度】

縦覧制度とは、納税者が自己の所有する土地や家屋の評価が適正かどうかを、縦覧帳簿に記載されている他の土地や家屋の評価額と比較できる制度です。なお、土地のみを所有している人は土地のみ、家屋のみを所有している人は家屋のみの縦覧となります。また、土地や家屋を所有しているにもかかわらず、固定資産税が発生していない人は、対象外になります。

縦覧期間

4月2日(月)～5月31日(木)(土・日曜日、祝日は除く)

手数料

無料

【閲覧制度】

閲覧制度とは、納税義務者などが自己の資産について固定資産課税台帳に登録された内容を確認できる制度で、借地人や借家人も借用物件の台帳の閲覧ができます。なお、毎年5月に送付している課税資産明細書でも台帳に登録された内容を確認することができます。

閲覧期間

4月2日(月)から年間を通じて閲覧が可能です。(土・日曜日、祝日を除く)

手数料

証明書1枚につき300円(縦覧期間中は無料です)

【縦覧・閲覧共通】

時間 午前8時30分～午後5時15分
場所 税務課(役場1階⑤番窓口)
縦覧・閲覧できる人
●納税者本人または同一世帯のご家族
●法人所有の場合は代表取締役(法人の代表権が確認できるものが必要)

●納税者の委任を受けた人(納税者本人の記名・押印のある委任状が必要)
●納税管理人
●所有者が死亡している場合は法定相続人(所有者との続柄が確認できる戸籍謄本などが必要)

●閲覧のみできる人
●借地人・借家人など(賃貸借契約書などが必要)
●賦課期日後の所有者、管財人(売買契約書などの関係書類が必要)

●必要なもの 来庁者の本人確認のための身分証明書(運転免許証やパスポートなど)

軽自動車税の減免制度のお知らせ

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年分の税金が課税されますが、次のような場合は申請をすることで税金が減免されることがあります。詳しくは担当までお問い合わせください。

●身体障がい者・戦傷病者・知的障がい者・精神障がい者が利用する軽自動車等で一定の要件を満たす場合。
●軽自動車等の構造が身体障がい者などの利用のため特別な仕様になっている場合。

●公益のため直接使用する場合。
申請期間 4月2日(月)～5月31日(木)の午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)

国民健康保険

住民課国民健康保険係 ☎64-7702

平成30年度の特典健康診査受診票を郵送します

《国民健康保険加入者》

○40～65歳

4月～9月に保健センターで集団健診を実施予定です。対象の人には「国保特定健康診査受診票」と「日程表」を3月末に郵送します。

○66～74歳

5月～11月に指定の医療機関で健診を受診してください。対象の人には「特定健康診査受診券」と「実施医療機関一覧表」を4月中旬に郵送します。

《後期高齢者医療制度加入者》

「しなやか健診受診票」を4月中旬に郵送します。

《国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者以外の人》

加入している医療保険者や勤務先へお問い合わせください。

国民健康保険および後期高齢者医療加入者の人間ドックの申し込み

広報4月号および町ホームページにてお知らせします。ご理解とご協力をお願いします。

【注意】 人間ドックと特定健診の両方を受診することはできません。

また、健診日当日に国民健康保険の資格がない人は、人間ドックおよび特定健診を受診できません。(受診してしまった場合は、健診費用を全額自己負担していただくこととなりますのでご注意ください)

